

未定稿

# 習志野市後期基本計画（案）

（平成 19 年 12 月 12 日現在）

白紙

## 後期基本計画刊行にあたって

「夢」、「輝き」、「自己実現」。これらはいずれも市民一人ひとりが抱く自らの理想像をあらわすキーワードであり、行政はこれに応えていく責務があります。本市では、市民一人ひとりの内面に焦点を当て、このまち習志野で暮らし、学び、働き、活動することに満足をおぼえていただけよう、平成13年度（2001年度）「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち）習志野」を目指すべき都市の姿として掲げた習志野市基本構想をスタートさせました。以来7年間、市制施行60周年にあたる平成26年度（2014年度）を目標年度とするこの基本構想のもと、市政全般にわたる見直し・改革に果敢に取り組みながら、数々の施策を展開し、それぞれの分野で実績を挙げてまいりました。



ここに策定した習志野市後期基本計画は、習志野市基本構想の後半期間、つまり平成20年度（2008年度）から26年度までの7年間の施策体系を示すものとなっています。もとより現行基本構想を堅持する方針としたことから、施策体系の抜本的な見直しは行っておりませんが、前期基本計画7年間の社会情勢の変化等に対応して一部の組み換えを行うとともに、施策の表現をより判りやすいものに改めております。

この後期基本計画を策定する過程では、後期7年間の主要な施策、事業を抽出し、計画の素描と位置づけた「グランドデザイン」を策定いたしました。そこでは市政運営の基本思想を「自主自立」という言葉で表現し、財政的にも政策的にも自立した自治体運営を図ることを強調しております。そのうえで、「都市の顔・都市の骨格づくり」及び「子育て支援と教育のさらなる充実」を重要施策の二本の柱として掲げ、めりはりのある計画づくりに心がけました。

さらに巻末には、この種の計画としては異例ですが、平成17年度（2005年度）に作成、翌年度に財政見直しを改訂した「集中改革プラン」を掲載いたしました。これは、上述の「自主自立」を実現し、後期基本計画の施策の具体化を図る上では、既存の事業執行の方法や内容を不断に見直し、自主財源の確保、まちづくりのシステムの改革を実施することが不可欠である、との認識があるからです。

少子・高齢化が進行し、財政的な厳しさが恒常化しつつある今日、市政全般にわたる中・長期的な計画を策定すること、そして計画に基づいた施策展開には常に困難さが伴います。しかし一方、将来が不透明な今日のような状況であればこそ、未来の習志野の姿を市民の皆様へ提示することは、行政の大きな責務であると考えます。

この後期基本計画は、職員による手作りで策定した総合的な計画です。本市は、市制施行60周年の平成26年度（2014年度）を目指し、自ら作成した施策の体系に沿って着実な施策展開を図り、事業を推進していくよう全力を傾注してまいり所存でございます。市民の皆様にはご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、後期基本計画の策定にあたり実施した市民意識調査等にご協力いただきました市民の皆様、計画策定にご尽力賜りました長期計画審議会委員の皆様、ご指導いただいた市議会議員各位をはじめ多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成20年3月

習志野市長 荒木 勇

## 習志野市文教住宅都市憲章

(昭和 45 年 3 月 30 日議決)  
改正 昭和 60 年 3 月 28 日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。

1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくりません。

1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

(憲章の目的)

第 1 条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第 2 条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第 3 条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第 4 条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

(市長および関係機関のつとめ)

第 5 条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第 6 条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第 7 条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第 8 条 この憲章は、公布の日から起算して 6 ヶ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和 45 年規則第 24 号で昭和 45 年 9 月 30 日から施行)

第 9 条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。

## 目 次

. 序論	
1 . 後期基本計画の策定にあたって . . . . .	1
( 1 ) 前期基本計画の実績と課題 . . . . .	1
( 2 ) 後期基本計画の構成 . . . . .	2
2 . 計画の背景と条件	
( 1 ) 習志野市の沿革 . . . . .	3
( 2 ) 自然的条件・社会的条件 . . . . .	3
( 3 ) 市民意識 . . . . .	6
. 基本構想	
総論	
第 1 章 本市のあゆみと基本構想 . . . . .	8
第 2 章 基本構想の期間と構成 . . . . .	8
第 3 章 21 世紀の習志野市の都市課題 . . . . .	9
基本構想	
第 1 章 将来都市像 . . . . .	1 1
第 2 章 人口フレーム . . . . .	1 2
第 3 章 土地利用方針 . . . . .	1 2
第 4 章 施策の大綱	
第 1 節 豊かな人間性と暖かさを育むまち . . . . .	1 3
第 2 節 都市と自然が共生したまち . . . . .	1 5
第 3 節 安全で安心な暮らしができるまち . . . . .	1 6
第 4 節 活気あふれるいきいきとしたまち . . . . .	1 8
. グランドデザイン	
グランドデザインの位置付け . . . . .	2 0
グランドデザインの内容 . . . . .	2 1
1 . グランドデザインの基本的な考え方 . . . . .	2 1
2 . 二本の柱と平成 26 年度までに本市が取り組むべき最重要事業 . . . . .	2 2

・後期基本計画	
施策の体系	27
1章 豊かな人間性と暖かさを育むまち	
1節 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	
1項 生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化活動の振興	28
2項 次代をひらく学校教育の充実	33
3項 学校、家庭、地域社会が一体となった教育の推進	37
2節 保健・医療・福祉環境の整備	
1項 保健・医療の充実	40
2項 地域福祉の充実	44
3項 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などの充実	48
3節 市民と行政との「協働型」社会の実現	
1項 市民と行政との「協働型」社会の実現	53
4節 地方分権時代を踏まえたまちづくりの推進	
1項 地方分権時代を踏まえたまちづくりの推進	57
2章 都市と自然が共生したまち	
1節 環境政策の充実	
1項 環境政策の充実	60
2節 自然環境の保全・活用	
1項 自然環境の保全・活用	66
3節 美しい都市環境の創造	
1項 美しい都市環境の創造	70
3章 安全で安心な暮らしができるまち	
1節 安全で安心なまちづくりの推進	
1項 防災対策の充実	74
2項 防犯・交通安全対策の充実	79
3項 消費者保護対策の充実	82
2節 効果的な土地利用の推進	
1項 効果的な土地利用の推進	84
3節 快適な生活環境の創造	
1項 都市基盤の整備・充実	88
2項 住宅政策の充実	94
4節 地域情報化の推進	
1項 情報化の推進	96

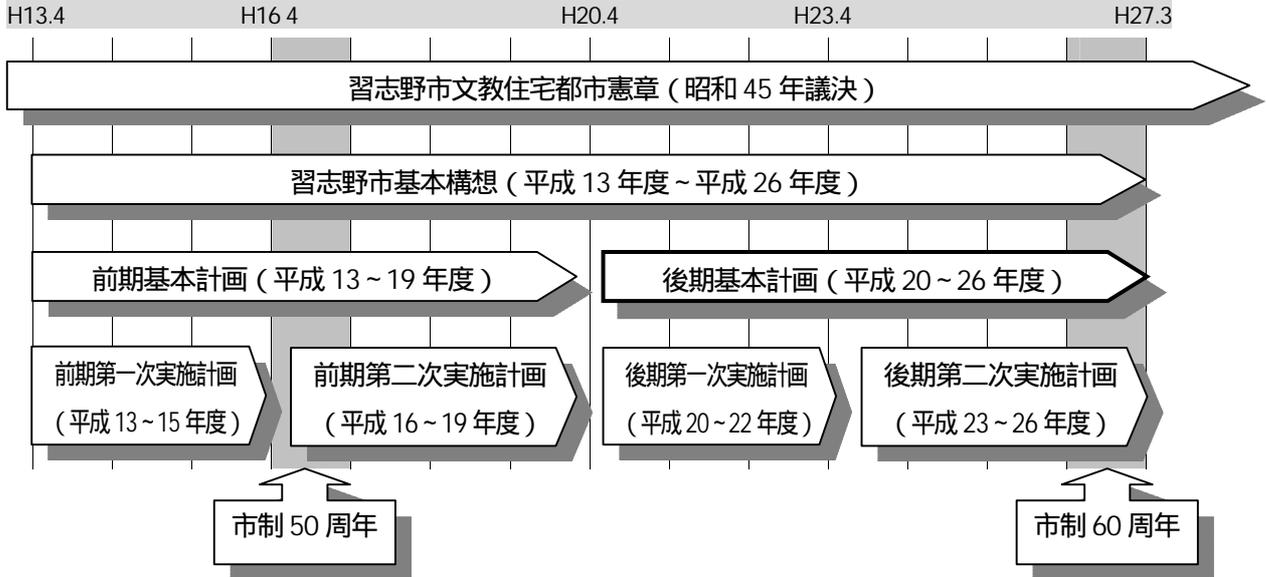
4章 活気あふれるいきいきとしたまち	
1節 商業、工業、農業の振興	
1項 商業、工業、農業の振興	99
2節 新しい産業の育成	
1項 新しい産業の育成	104
3節 都市間・国際間交流の促進	
1項 都市間・国際間交流の促進	107
「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち） 習志野」への総合的な取り組み	109
・集中改革プラン（抄）	116
・資料編	
・策定体制、策定経過一覧	
・長期計画審議会条例	
・長期計画審議会委員名簿	
・後期基本計画策定委員会設置要綱	
・さくいん	
・用語集	

白紙

## 序論

### 1. 後期基本計画の策定にあたって

習志野市の計画体系は、まちづくりの基本理念である「文教住宅都市憲章」を頂点として、以下に示すようになっていきます。



#### (1) 前期基本計画の実績と課題

前期基本計画は基本構想と同様、平成 13 年度にスタートしました。

基本構想に掲げた目指すべき都市の姿「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち） 習志野」を具現化するため、平成 19 年度まで 7 年間の施策体系を示したものが前期基本計画です。この 7 年間は、バブル経済崩壊後の長引く経済不況や国が進める三位一体改革の影響、さらには急速に進む高齢化などの影響により、本市は厳しい財政運営を迫られてきました。しかし、本市は、地方分権が進行する中で、市民にもっとも身近なサービスを提供する市町村の役割がますます重要になることを踏まえ、正規職員数の削減、民間活力の導入、不断の見直し・改革の実施による自主財源の確保などに努め、各事業を着実に進捗させた結果、以下に示すような様々な実績を挙げることができました。

#### (前期基本計画における将来都市像ごとの主な実績)

##### 1. 豊かな人間性と暖かさを育むまち

こども施策では東習志野こども園開設、民間認可保育所「かすみ保育園」開設、病後児・一時・産休明け保育実施など。高齢者施策では特別擁護老人ホーム 2 箇所開設、地域包括支援センター設置など。

その他の施策では総合型地域スポーツクラブ 3 箇所設立、済生会習志野病院グランドオープン、市内各駅構内・JR 津田沼駅南北口バリアフリー化、第二次埋立地への企業進出促進、集中改革プラン策定と財政見直し改訂など。

## 2. 都市と自然が共生したまち

新清掃工場稼働、谷津干潟の保全、「名木百選」選定、プリズベン市との湿地提携行動計画の実施、ハミングロード再生計画・再生実施プランの策定、環境基本計画・緑の基本計画・新エネルギービジョン策定など。

## 3. 安全で安心な暮らしができるまち

防災・防犯・交通安全施策では市内に生活安全室設置、自主防災組織の拡充、救急救命士養成、谷津駅自由通路設置・同駅南口歩道橋の全面架け替えなど。都市政策では谷津地区市街化調整区域(JR 津田沼駅南口)の市街化区域への変更、実籾地区・鷺沼台 3 丁目・谷津 2 丁目区画整理事業完了、交通バリアフリー基本構想・特定事業計画策定、白ガス管入れ替え完了など。情報施策では市内 LAN・住基台帳ネットワークシステム構築、パブリックコメント制度の制定など。

## 4. 活気あふれる生き生きとしたまち

産業振興計画の策定、商工会議所会館の設置助成、農業振興地域の基礎調査実施、一般向け創業塾開講、姉妹都市提携 20 周年記念事業など。

社会経済情勢はめまぐるしく変化し、行政課題も次々に現れます。しかし、高度経済成長期のように人口、税収とも増加していくことが望めない状況下で主要な施策を着実に展開し、かつ新しいニーズに応えていくためには、前期基本計画の計画期間中にも増して見直し・改革を進めることが不可欠です。経費の削減を工夫するばかりではなく、当該事業を行政が取り組む必要性まで遡った検証を加え、また公共サービスの担い手を、行政中心から民間事業者、大学、市民にまで拡大していかなければなりません。これが基本構想の根底に流れる考え方「協働」の実相といえます。

以上のことを踏まえ、本計画では、計画全体の構成を以下のように致しました。

### (2) 後期基本計画の構成

#### グランドデザイン

平成 18 年度に「後期基本計画の素描(デッサン)」との位置づけで策定したグランドデザインを、後期基本計画における事業の重点化、主要施策の明確化の指針として、本論の前段に掲げました。なお、今回、本計画に組み込むにあたり、市政運営における情報開示の徹底や全市の土地利用に大きな影響を持つ市街化調整区域に係わる考え方など、策定時点のグランドデザインに一部加筆をしました。

#### 目指すべき都市の姿を実現するための総合的な取り組み

本論の最後に「目指すべき都市の姿を実現するための総合的な取り組み」掲げました。これは、現在の行政課題に、縦割りの組織を前提とした施策体系を横断するものが増えつつあります。このことを踏まえ、四つの将来都市像ごとの施策体系とは別の切り口で、目指すべき都市の姿「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち) 習

志野」を具現化するための総合的な取り組みを掲げました。これは、平成 13 年度から 19 年度まで 7 年間の前期基本計画において「5 つのアプローチ」と称していた部分に相当しています。

### 集中改革プラン

計画した事業を実施し、あるいは施策を展開する上で裏づけとなるものは、財政見通しです。本市では、平成 17 年度に集中改革プランを策定しましたが、翌 18 年度には最新の財政状況や JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業など主要事業を加味した新しい財政見通しのもと、同プランの改訂版を策定いたしました。ここに示した平成 18 年度から 22 年度までの財政見通しでは収支均衡となっていますが、それは市有地の処分や様々な見直し、改革を着実に実行した上で果たせるものです。

このことは、この後期基本計画に掲げる様々な施策、事業の展開、ランドデザインにおける根本思想「自主自立」のまちづくりにおいても同様であり、職員の定員適正化、民間活力導入、事業全般にわたる見直し等の着実な実施が前提となることは言うまでもありません。そこで、本計画には本論のあとに集中改革プランを掲載しています。

## 2. 計画の背景と条件

### (1) 習志野市の沿革

本市は、昭和 29 年（1954 年）8 月 1 日、千葉県内 16 番目に市制を施行、それまで「軍都」あるいは「軍郷」として国内に名を馳せてきた「習志野」は、文教都市としての歩みを始めました。高度経済成長期・人口急増期にあった昭和 45 年（1970 年）には、市民の生活環境を最大限重視し、教育、文化、福祉を施策の柱に据えるとともに、「市民のつとめ」、「市長及び関係機関のつとめ」双方を鮮明に打ち出し、今日の「協働」の理念を先取りし市政を展開してまいりました。

昭和 60 年（1985 年）には上記の文教住宅都市憲章をまちづくりの基本理念と位置づけした上で、「活力あるふるさとづくり」を将来都市像とした基本構想がスタート、この目標年次に達した平成 13 年（2001 年）には、「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち） 習志野」を目指すべき都市の姿に掲げ、市制 60 周年に当たる平成 26 年度（2014 年）を目標年度とした現行の基本構想をスタートさせ、まちづくりを展開しています。

半世紀以上に及ぶ習志野市の歴史は、都市としての揺籃期、二度にわたる埋め立てによる市域拡大と公共施設や都市基盤の整備に追われた人口急増期を経て、今、市民一人ひとりの内面に焦点を当て、満足感、充足感を向上させる施策に力を注いでいます。まちづくりの基本理念である憲章を堅持しつつも、これまでの行政、市民の固定的な役割を打破して、様々な主体にまちづくりに参画していただけるよう、市政のシステム全般の改革に着手しているところです。

### (2) 自然的条件・社会的条件

## 自然的条件

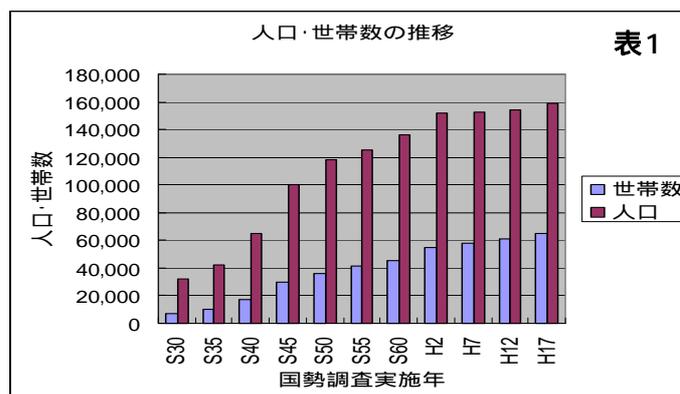
位置・面積		
市役所	経度(東経)	140°01'48"
	緯度(北緯)	35°40'38"
面積	20.99 km <sup>2</sup> (国土交通省国土地理院による)	
広ぼう	東西	8.9 km
	南北	6.2 km
海拔	最高	30.6m
	最低	0.8m

気象状況(平成17年度)		
気温	最高	35.7
	最低	-4.6
	平均	15.0
平均湿度		70%
平均風速		2.5m/s
合計降水量		1,382mm

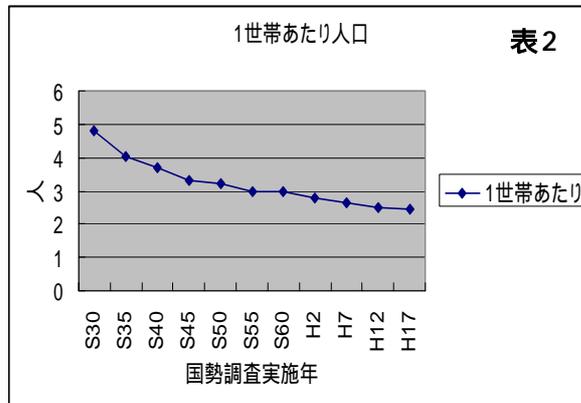
## 社会的条件 人口・世帯数

本市が市制を施行した昭和29年(1954年)8月1日人口は30,204人でしたが、その後高度経済成長期には、首都圏に位置する各自治体同様人口が急増しました。特に昭和35年(1960年)から45年(1970年)までの10年間には、京葉港第一次埋め立てにより誕生した袖ヶ浦地区への転入が進んだこともあり、42,167人から99,951人に2.37倍という急増を示しました。

その後、昭和50年代以降は京葉港第二次埋め立てにより秋津・香澄・茜浜・芝園が新たな市域となったこともあり、平成6年頃まで人口は増加基調にありましたが、その後は落ち着きを示しました。しかし、平成17年(2005年)に実施された国勢調査の結果を見ると、前回調査より4,749人多い158,785人、増加率3.1%となり、内陸部でのマンション開発等の影響により、人口流入が進んだことを示しています。(表1)

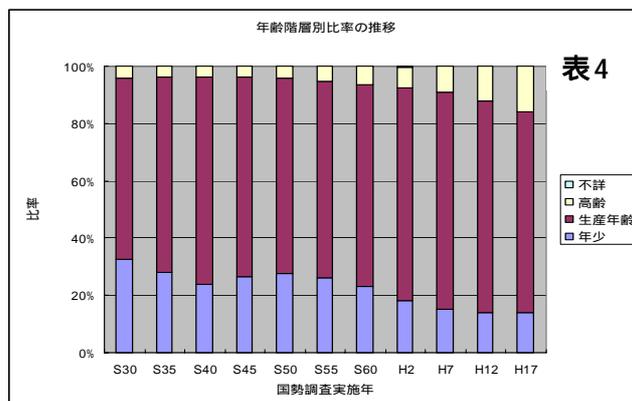
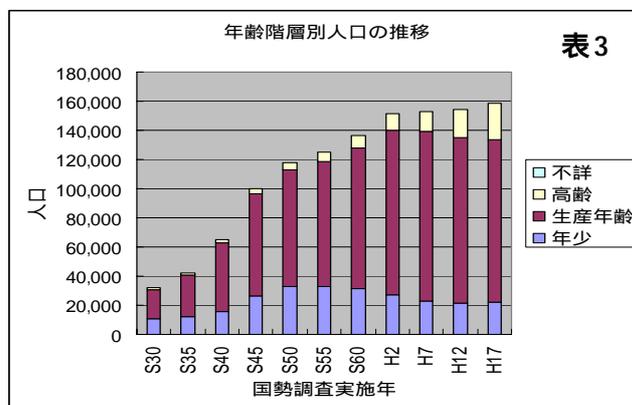


一方、一世帯あたり人口は一貫して減少を続け、昭和55年（1980年）の調査で初めて3.0人を割り込み、平成17年（2005年）調査では2.45人にまで減少しています（表2）。このことは、表1で見られるように、人口の動向に係わりなく世帯数が一貫して増加していることにも表れています。



人口構造の推移を「年少人口（0歳～14歳）」、「生産年齢人口（15歳～64歳）」及び「老年人口（65歳以上）」の区分で見ると、昭和50年（1975年）以降、少子化・高齢化の傾向が見られるようになっていきます。特に、高齢化は急速であり、平成17年（2005年）調査では15.7%に達し、市制60周年にあたる平成26年（2014年）には22%にまで増加すると見込まれています。

なお、年少人口は、近年の転入人口の増加により平成13年度以降横ばいで推移しています。（表3・4）



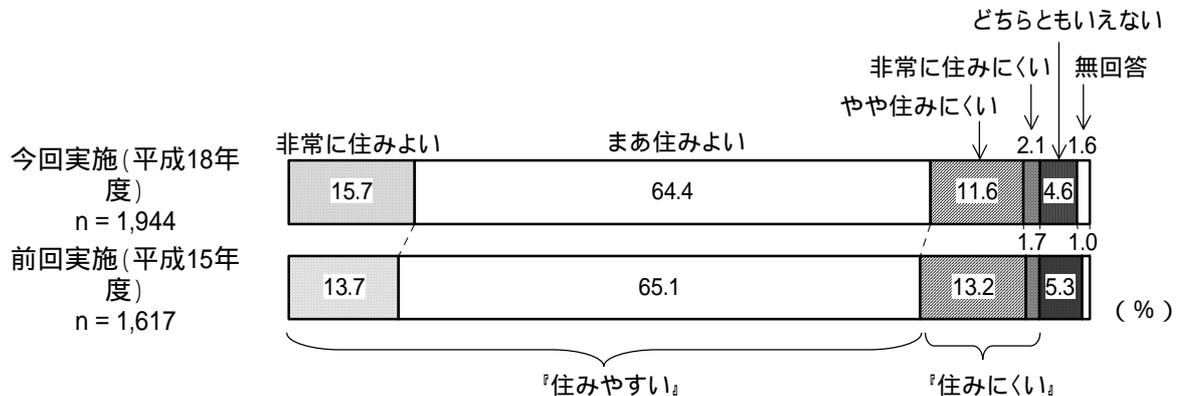
### (3) 市民意識

本市では、平成3年度以来4年間隔で、市政全般に係わる市民の皆様のご意向を把握するための「市民意識調査」を実施してきましたが、後期基本計画の策定作業に着手した平成18年度には、15年度から3年ぶりに市民意識調査を実施致しました。

18年度調査は住民基本台帳に登録されている20歳以上の市民のうち、3パーセントに相当する3,890人を抽出、調査票を郵送する方式により実施し、回収した調査票は1,958人分、回収率は50.5%となりました。

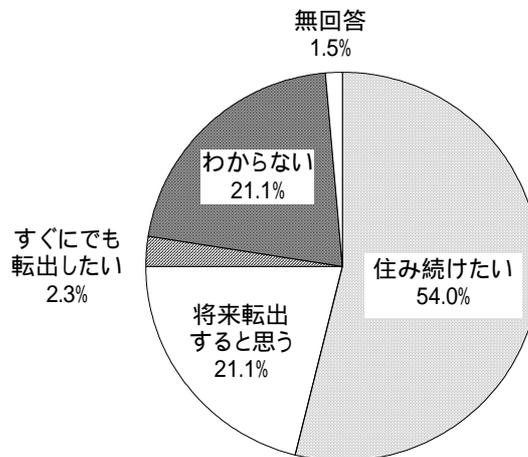
#### 住みよさ

習志野市の住みやすさ・住みにくさを聞いたところ、「非常に住みよい」(15.7%)と「まあ住みよい」(64.4%)を合わせた『住みやすい』(80.1%)は8割となっています。一方、「やや住みにくい」(11.6%)と「非常に住みにくい」(2.1%)を合わせた『住みにくい』(13.7%)は1割を超える程度で、いずれも前回の調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。



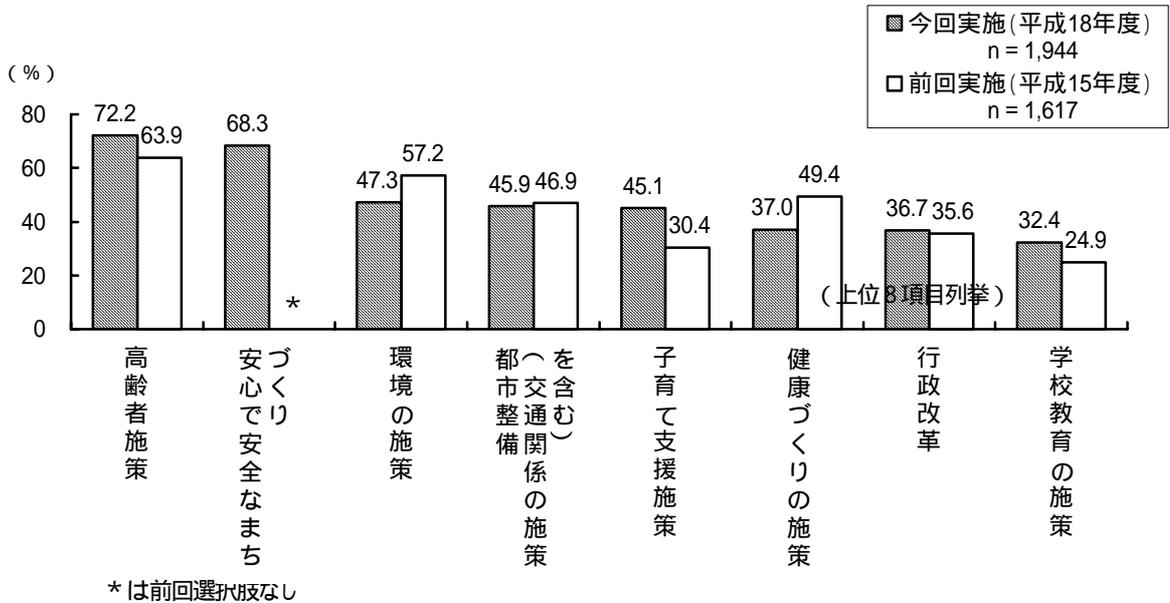
#### 定住意向

今後も現在の場所に住み続けたいかを聞いたところ、「住み続けたい」(54.0%)が5割半ばを占めています。一方、「将来転出すると思う」(21.1%)は2割を超えており、「すぐにもでも転出したい」(2.3%)はわずかとなっています。



### 重点的に取り組むべき施策（5 つまで選択）

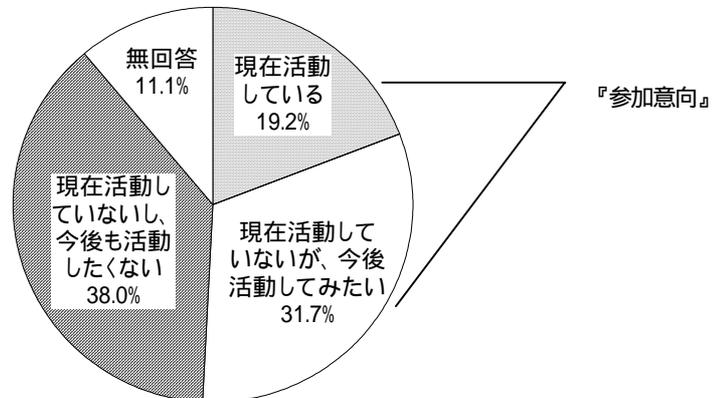
習志野市が取り組んでいる施策のうち重点的に取り組むべき施策について聞いたところ、「高齢者施策」(72.2%)が7割を超え最も多く、次いで「安心して安全なまちづくり」(68.3%)、「環境の施策」(47.3%)、「都市整備（交通関係の施策を含む）」(45.9%)、「子育て支援施策」(45.1%)、「健康づくりの施策」(37.0%)、「行政改革」(36.7%)、「学校教育の施策」(32.4%)の順となっています。



### 仕事や家族以外の活動について

仕事や家族以外の活動について聞いたところ、「現在活動している」(19.2%)でほぼ2割、「現在活動していないが、今後活動してみたい」(31.7%)で3割を超え、この2つを合わせた『参加意向』(50.9%)はほぼ5割になっています。

一方、「現在活動していないし、今後も活動したくない」(38.0%)で4割近くとなっています。



### 総論

#### 第1章 本市のあゆみと基本構想

習志野市は、昭和29年8月1日、県下16番目に市制を施行して以来、一貫して教育や福祉の充実、良好な住環境の保全に努め、市民の皆様とともにまちづくりを進める都市として発展してまいりました。

以後、2度にわたる埋立て事業により市域が拡大し、昭和45年には、まちづくりの基本理念として「習志野市文教住宅都市憲章」を制定、市民生活を優先したまちづくりを展開してきました。この間における本市の歩みを振り返ると、次のように総括されます。

昭和40年代から50年代にかけては、高度経済成長と大都市圏の人口急増、公害問題などの差し迫る課題に対し、学校や幼稚園など公共施設の整備、教育及び文化の振興、住環境の保全に力を注いだ時代です。続く昭和60年代以降は都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤整備に重点を置き、習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約湿地登録をはじめとする都市環境の整備、さらには福祉・生涯学習施設の充実に努めた時代です。これら施策を着実に展開し、多くの成果を上げてまいりましたが、一方で社会経済情勢の変化に伴い、人々の価値観が多様化するとともに、物質的な豊かさから精神的な豊かさを追求する方向へと変わり、まちづくりにおいても市民とともに歩むための新しいしくみづくりが求められています。

少子・高齢化の一層の進行、情報化の進展、地球規模の環境問題への意識の高まり、さらには地方分権の推進とこれに伴う協働型社会の構築など、多方面にわたる環境の変化に的確に対応しながら、21世紀の習志野市をつくり上げていくため、習志野市基本構想を定めます。

#### 第2章 基本構想の期間と構成

- (1) 目標年次は、習志野市が市制60周年を迎える平成26年度(西暦2014年度)とします。
- (2) 基本構想の具体的な方向性を示す施策の大綱に基づき、施策の体系を示す基本計画、及びその体系に沿った具体的な事業を掲げる実施計画を策定します。

計画期間は、基本計画は前期が平成13年度から平成19年度まで、後期が平成20年度から平成26年度までのそれぞれ7年間とします。

実施計画は基本計画の計画期間をそれぞれ前期、後期に分け策定します。

### 第3章 21世紀の習志野市の都市課題

将来の習志野市の都市像を掲げ、施策の方向性を明らかにするためには、まず都市課題を的確に把握すること、そして、それらを本市独自の観点から捉え直すことが重要です。

これまで国や県の指導と方針のもと進められてきた市町村のまちづくりは、生活水準の向上とともに生活水準の均一化という成果を上げてきた反面、市町村の同質化をもたらしました。その一方で市民生活の向上とともに、まちづくりに対する住民参画意識の高まりや地方分権、さらには規制緩和の流れが強まり、本市においても、横並びのまちづくりから個性を重視した質の高いまちづくりが必要とされると同時に、市民の意向を反映した市民主体のまちづくりが求められています。そのため、市民の意識を含め習志野市を取り巻く時代の変化を正確に読み取りながら、市民と行政との協働に基づき、各々が責任を持ってまちづくりを展開することが重要です。

21世紀において本市が直面する様々な都市課題は市民と行政との創意工夫により解決しなければならないものばかりです。であるからこそ、市民と行政との関係において新しいかたちのまちづくりを展開する良い機会であり、課題そのものをまちづくりのエネルギーとして転化させることが求められているのです。

以上のような考え方にに基づき、21世紀における習志野市の都市課題を以下に示します。

#### 1 価値観の多様化と少子・高齢社会の到来への対応

市民の価値観が多様化し、物質的な豊かさより精神的な豊かさが求められる時代にあっては、多様な学習意欲に配慮しつつ、幼児教育から学校教育を経て、生涯にわたる学習過程を一貫した流れとしてとらえた生涯学習のしくみづくりとともに、バリアフリー、男女共同参画社会の実現に努め、誰もが地域の創造に参加できる環境づくりが求められます。

また、このまちで安心して健康に暮らしていくことは市民の最大の願いであり、関係機関の理解と協力を得ながら市民の健康と福祉を支える体制を一層充実させていかなければなりません。

#### 2 地球規模での環境問題の顕在化と資源循環型社会の確立

環境問題は地球規模での課題となっています。しかも、市民、企業、行政のいずれもが生態系に影響を与える加害者であると同時に被害者ともなる問題であり、社会のしくみそのものを資源循環型社会へ転換し、各主体が環境負荷の軽減に努める姿勢が求められます。

また、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟という資源を最大限に活用しながら、都市と身近な自然との共生という目標に向かって、先導的役割を果たすよう努めることが望まれます。

### 3 危機管理体制の充実と成熟期における社会資本の整備

このまちに住み、安全と安心が保障されることは市民の願いです。このため災害が発生した際には早期の復旧を図り、市民の生命と財産を守る体制の強化に日頃から努めるとともに、事故や犯罪の防止については、関係機関との連携や情報基盤の活用を図らなければなりません。

また、成熟期を迎えたまちの社会資本の整備を図るうえで、より一層の安全性、利便性及び快適性を追求することが求められます。

### 4 地域経済と地域活動の活性化

都市の活力や魅力の大きな部分は、地域経済活動の主体である産業分野が担っています。情報化の進展や規制緩和などにより経済社会の垣根が取り払われつつあるなかで、地域経済の活性化のために、行政としてなすべき支援策を講じながら企業活動の自立的発展にも力を注ぐことが求められています。

また、各種の地域行事への支援や都市間交流の推進を図り、地域への愛着を増進するとともに、国際交流を通じて、外国文化や多様な価値観を尊重できる環境づくりにも努めなければなりません。

### 5 協働型社会の構築と地方分権の進展

習志野市がそれぞれの施策を通じて自治体としての独自性を確立していくためには、市民と行政がともに考え、行動する協働型社会の創造が重要です。生涯学習・学校教育などを通じた人づくりや地域文化の醸成、相互扶助の精神に基づく質の高い福祉環境の創造、バリアフリー社会の構築などにおいても、行政だけでなく市民相互が理解し合い、地域が一丸になってはじめて実現できるものであり、市民・企業・行政など異なる主体間の交流、世代や属性を超えた市民相互の交流を通じた地域の独自性やコミュニティの形成が極めて重要となります。

そこで、まちづくりの各方面で活躍する人材の発掘と育成に力を入れ、地域情報化の一層の充実を図りながら、協働型社会の構築に努めるとともに、行政各分野での広域連携に取り組むことが必要です。

## 基本構想

### 第1章 将来都市像

習志野市が市制を施行して以来の歴史を振り返りつつ、21世紀を見通して、習志野市文教住宅都市憲章の理念にのっとり、めざすべき都市の姿を

**「市民一人ひとりが夢と輝きをもって**

**自己実現できる都市(まち) 習志野」**

とします。

そして、この目標を実現するために、次の4つの都市像を掲げます。

#### 1 豊かな人間性と暖かさを育むまち

習志野市は市民同士、あるいは市民と行政との緊密な交流を一層促進し、互いに協力し、助け合い、子育てや介護を地域で支援できるような、思いやりのあふれる、新しい地域社会の創造をめざします。このために交流基盤としての地域情報化を推進し、地域内交流を地域間交流へと発展させるとともに、生涯学習、生涯スポーツの振興や地域文化の醸成を図り、市民と行政が協働して自主・自立のまち、「豊かな人間性と暖かさを育むまち」習志野をつくります。

#### 2 都市と自然が共生したまち

習志野市には山河など雄大な自然はありませんが、広い空が見渡せる自然空間や海、市域を貫くハミングロードや街路樹の緑、そして谷津干潟など、地域の歴史のなかで育てられてきた、かけがえのない共有財産があります。そこで、次代を担う子どもたちに現在の環境を継承するとともに、緑豊かな地域環境を創出し、都市と身近な自然との共生に努めます。そして、単に生活の利便性を追求するのではなく、市民一人ひとりが習志野から地球に対し、環境負荷の軽減を实践するまち、「都市と自然が共生したまち」習志野をつくります。

#### 3 安全で安心な暮らしができるまち

災害に強く、安全性が確保されたまちは、安心して快適な暮らしを営むうえで欠かせません。火災の延焼防止や被災者避難、救援物資輸送の機能がある幅員の広い道路や公園の整備、ライフラインの確保など、いち早く都市機能が復旧できるとともに、日常生活における安全が確保されたまちをめざします。

また、開かれた行政の実践、防災・防犯機能の基盤の強化という視点からも地域情報

化を推進し、災害時を含めた交流・サービス提供の充実など、生活の安全が確保されたまち、「安全で安心な暮らしができるまち」習志野をつくります。

#### 4 活気あふれるいきいきとしたまち

産業活動は、地域社会の活力の源です。都心や成田・羽田両空港、千葉港、さらには幕張新都心へのアクセスが良好な地域特性や情報基盤を活かして、新しい地元産業の創出の支援や既存の地元産業の振興を図ります。さらに、高齢社会にあって、市民生活に身近な商店街の活性化を図る一方、都市間・国際間交流の盛んな、ひとの活気を醸し出す元気なまち、「活気あふれるいきいきとしたまち」習志野をつくります。

## 第2章 人口フレーム

本基本構想の目標年度である平成26年度の常住人口は、160,000人(平成22年度常住人口で160,300人)を目標とします。

## 第3章 土地利用方針

### 1 土地利用の状況

本市の土地利用の形態は、自然的土地利用と都市的土地利用に大別されます。本市の自然的土地利用は、市街化調整区域と市街化区域の一部に残る農地が主なもので、ほかに谷津干潟があります。都市的土地利用は、住宅地、工業地、商業業務地が主なものであり、内陸部においては、東習志野・実籾・屋敷地区の一部が工業地、各駅周辺では商業業務地、その他の地区は住宅地となっています。袖ヶ浦以南の埋立部においては、東関東自動車道の北側は住宅地、南側は流通・工業地としての利用が図られています。

### 2 土地利用方針

市街化区域の土地利用は、JR津田沼駅を中心とする周辺地域及び幕張新都心拡大地区を含む新習志野駅周辺地域を商業・業務機能を有する二大都市拠点とし、前者においてはさらに公共文化機能をもあわせもつ本市の表玄関として位置付けるとともに、住宅は将来の発展性に見合うものとします。

京成各駅の周辺地区は、地域住民の日常生活を支える地区中心的な商業地とするとともに、商業機能の集約化に合わせて、中層住宅、一部地区では高層住宅による土地の高度利用を図ります。第一次、第二次埋立地地区においては、中・高層及び低層の良好な住宅地とし、その他の地区については都市基盤整備を進めながら、市街化農地の計画的な宅地化と現況宅地の環境向上を図り、良好な住宅地とします。

工業地は、茜浜地区には市内に散在する住工混在地域を解消するため工場などを移転

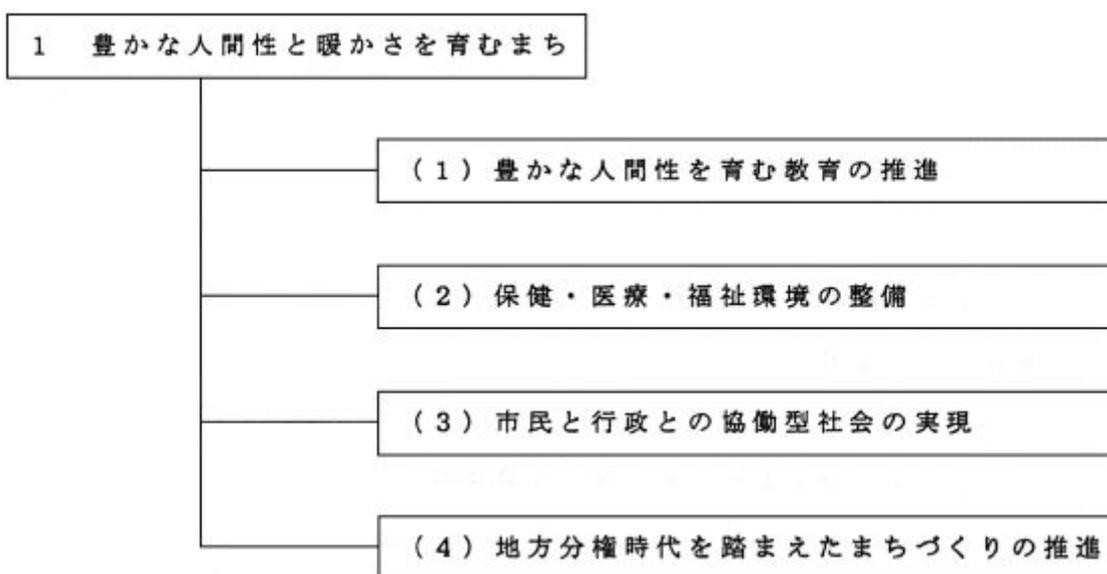
し、企業の集団化を図った工業地があり、今後も工業地として維持します。その他の工業地については基本的に工業地として維持するものの、一部は商業系、住居系の土地利用との融和を図ります。

一方、市街化調整区域のうち農地は、開発すべき農地と保全すべき農地に区分し、保全すべき農地は土地の一体的利用に努めます。また、農地以外の土地は、周辺地区と融和した利用形態を誘導し、全体として秩序ある土地利用を図ります。

## 第4章 施策の大綱

都市像を実現していくための具体的な方向性を示す施策の大綱を、次のように設定します。

### 第1節 豊かな人間性と暖かさを育むまち



#### (1) 豊かな人間性を育む教育の推進

##### 生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化活動の振興

生活水準の向上、自由時間の増大などを背景として、物質的な豊かさより精神的な豊かさが求められるなかで、学ぶことを通した生きがいの追求や自己実現、健康づくりの機会を求める声が高まっています。そこで学習機会の多様化、スポーツ・レクリエーションの環境整備、芸術・文化活動の振興に努めるとともに、学んだことを地域活動に活かし、人と人との交流や相互理解を図れる環境づくり、さらには様々な活動を支える指導者の育成にも努めます。また、学校教育と社会教育の分野を越えて、多様な連携と交流に努めます。

### **次代をひらく学校教育の充実**

少子化や核家族化の進展、地域社会の変貌、共働き家庭の増加、また情報化や国際化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。このようななかで、自然や人との触れ合いを大切にしながら、次代を担う心身ともに健康で個性豊かな子どもたちを育成するため、幼稚園、小中学校、市立高等学校の教育環境の一層の整備充実が求められています。そこで、生きる力の育成に重点を置いた教育内容・方法の充実、教職員の資質向上、快適で豊かな教育施設づくりなどに力を注ぎます。

### **学校、家庭、地域社会が一体となった教育の推進**

時代を生き、次代をひらくことのできる人づくりを行っていくには、身近なところから、市民一人ひとりが自分のこととして主体的に取り組んでいくことが求められています。教育に密接にかかわる学校、家庭、地域社会が、それぞれの役割を理解し合い、支え合い、貢献し合うことによって、地域で暮らす子どもから高齢者までが希望を持って安心して生活し、交流し、学び合うことができる地域社会づくりをめざします。

そこで、学校、家庭、地域社会がともに支え合うコミュニティづくり、地域の核としての学校づくり、地域ぐるみで家庭教育を支えるしくみづくり、青少年が健全に成長できる安全で活気ある地域環境の実現などに取り組みます。

## **(2) 保健・医療・福祉環境の整備**

### **保健・医療の充実**

市民の健康を維持するには、疾病の予防的側面を持つ保健と健康の回復機能を担う医療の両方が十分に整備されなければなりません。健康づくりの啓発、スポーツの振興、予防体制の整備など予防を意識した施策を展開するとともに、医療サービスの充実など医療環境の向上に努めます。

### **地域福祉の充実**

少子・高齢化や核家族化の進行が見られる一方で、住み慣れた地域で安心して生活したいという意識も高まりを見せています。また、在宅福祉のあり方が問われるなかで、地域福祉活動を支えている関係団体、ボランティア団体の育成を図るとともに福祉施設の充実や啓発活動などを通じて市民の地域福祉への理解をうながします。

### **高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などの充実**

高齢化が一層進行するなか、介護保険制度の適切な運営を図り、このまちで暮らすことの安心を確保するとともに、心身ともに健康な高齢者には就労機会の提供、スポーツや学習活動の提供を通じ、健康維持と社会参画の促進を図ります。

障害者福祉では、施設面ばかりでなく社会、制度、心理面でのバリアフリー施策

を推進する一方、福祉ボランティアなど人材の育成にも努めます。

また、児童福祉の面では、保育内容の充実、地域ぐるみの子育て支援策等を通じて子どもを育てやすい環境づくりに努めます。

### (3) 市民と行政との協働型社会の実現

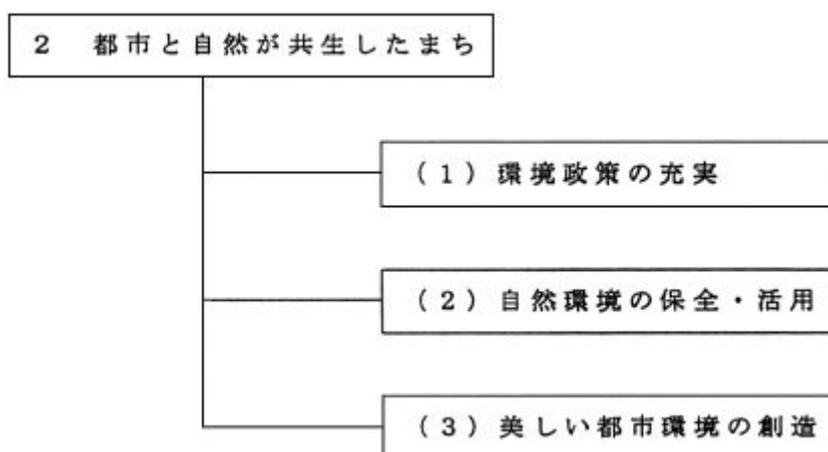
まちづくりへの市民参画は、市民本位のまちづくりを実現するだけでなく、市民の地域社会への関心を高め、意識の高揚に寄与します。そのため、行政情報を積極的に公開するとともにコミュニティ、町会活動の支援、男女共同参画社会の構築を促進して、市民の主体的な市政への参画をうながし、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

### (4) 地方分権時代を踏まえたまちづくりの推進

本市の特性や特色を活かし、独自性が確立されたまちを市民自らつくりあげていくため、地域において十分議論ができる、市民参画の体制を発展させるとともに、多様化、高度化する市民意識に的確に対応できる簡素で効率的な行政組織の確立や職員の意識改革、行財政改革に取り組みます。

また、行政サービスの水準が低下しないよう十分に配慮しながら、近隣市との連携を強化し、幅広い分野で広域行政を推進します。

## 第2節 都市と自然が共生したまち



### (1) 環境政策の充実

環境負荷の少ない循環型社会を形成していくためには、市民一人ひとりの環境に対する意識を高めることが大切です。あらゆる社会経済活動が地球環境にどのような影響を与え、どのようにしたら環境負荷を低減させることができるかについて考え、学ぶ機会と情報を提供し、地球市民としての自覚をうながすよう環境教育を推進します。

また、地球環境問題が注目されるなか、質の高い市民生活を考えるうえで、ゴミ対策をはじめとする地域衛生の確保はますます重要視されています。

そのため、従来型の公害に対する監視・指導体制を充実させる一方、ゴミ処理の適正化とリサイクルを一層推進します。そして市民、行政、事業者などによるパートナーシップの形成をうながしながら、環境保全に向けた体制を充実させ、総合的な環境保全施策を推進します。

## (2) 自然環境の保全・活用

市内に残る自然環境は市民のかけがえのない共有財産であり、ハミングロードをはじめとする自然環境の保護、保全に努め、次世代に継承します。

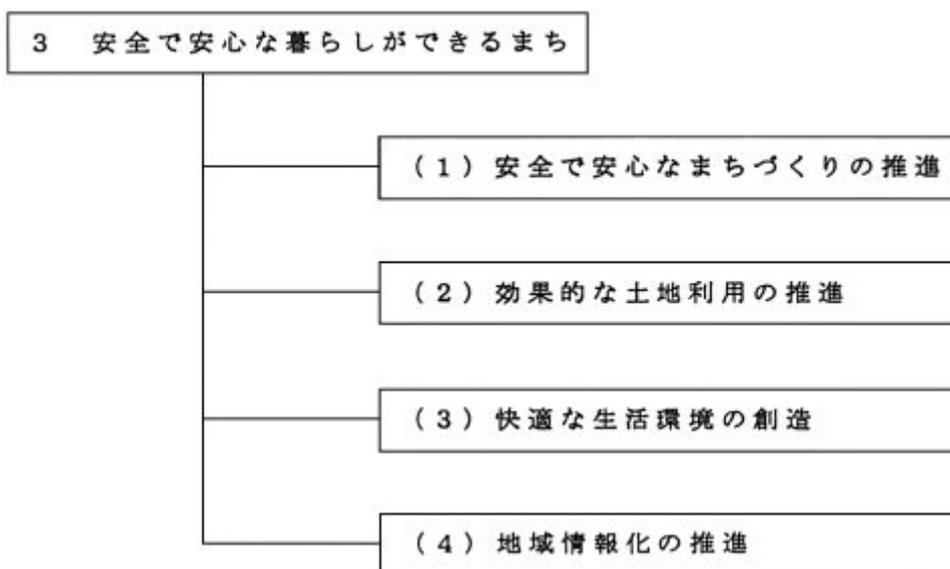
また、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟については、単に保全に努めるにとどまらず、本市が「都市と自然との共生」という目標に向かって先導的な役割を果たすための貴重な資源として最大限に活用します。

## (3) 美しい都市環境の創造

公園や緑地、緑道を整備することにより、都市の緑化を推進し、都市環境と人間生活の調和がとれたまちづくりに努めます。

また、調和のとれた街並みや快適な空間の創造に努め、市民がやすらぎ、美しさを誇るまちづくりを推進します。

### 第3節 安全で安心な暮らしができるまち



## (1) 安全で安心なまちづくりの推進

### 防災対策の充実

市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、被害を軽減し、いち早く復旧することが地方自治の最優先課題であることを再認識し、危機管理体制の充実強化を図り、各種災害に強い都市をめざします。

### 防犯・交通安全対策の充実

安心して暮らせるまちを実現するため、関係機関・団体との連携を強化するなど防犯体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪のない都市をめざします。

また、交通事故から市民の安全を守るため、交通安全施設を整備し、道路交通実態に即した交通規制や指導の強化を図ります。

### 消費者保護対策の充実

消費者を保護し、消費生活の安定と向上を図るため、的確な知識、情報の提供などにより消費者の自己防衛意識を高め、被害の防止に努めるとともに、消費者からの意見、苦情に対しては、迅速かつ適切な対応に努めます。

## (2) 効果的な土地利用の推進

限られた市域のなかで、将来都市像の実現を図るためには、その面的整備の基礎となる土地利用を適切に誘導することが重要です。そのため、市民の意向を十分尊重しながら将来を見通し、土地利用規制や誘導などにより適切な土地利用を促進します。

また、既存市街地については現状、市民意向、環境、安全性、快適性を踏まえながら、総合的かつ計画的な市街地整備を推進します。

## (3) 快適な生活環境の創造

### 都市基盤の整備・充実

道路網、公共交通網、さらには上下水道などの整備は快適な都市生活を営むうえで欠かせない要素です。道路については交通流動の円滑化を図るため、広域幹線道路との接続性の向上や、生活道路の利便性、安全性を高める整備を促進します。

交通網については、誰もが利用しやすく、利便性の高い公共交通網整備に努めます。

また、上水道・ガスについては安定供給、下水道については計画的な整備地域の拡大に努めます。

### 住宅政策の充実

生活拠点としての本市の機能を向上させるため、土地利用計画や周辺環境に即した適正な立地指導及び住宅建設指導を行うとともに、子育て世帯、高齢者世帯等の

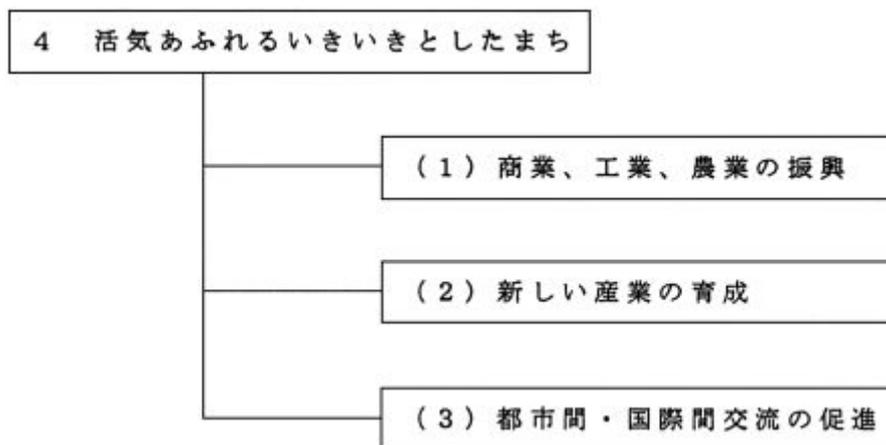
ための住宅の供給を進めます。

#### (4) 地域情報化の推進

行政組織内の情報化を促進し、これと連携した地域の情報網を整備し、さらにはそれらの広域化を推進することにより、市民生活の利便性の向上、行政運営の効率化、地域の活性化、防災機能の強化を図ります。

また、すべての市民が情報化による最大限の恩恵を享受できるよう、学校教育をはじめとする様々な学習機会において、情報化教育を推進します。

### 第4節 活気あふれるいきいきとしたまち



#### (1) 商業、工業、農業の振興

商業および工業においては、都心や成田・羽田両空港さらには千葉港への良好なアクセスを活かし積極的な企業誘致を図るとともに、既存の地元企業についてはその活性化や安定経営を支援します。また、新しく進出する大規模店舗と既存商店街との共存を支援し、消費者にとっての魅力や利便性の向上に努め、市内商業の活性化を推進します。

農業においては、優良な農地の保全に努め、農業生産の効率化を推進するほか、農業に対する理解を深める市民との交流の場づくりなどに努め、魅力ある都市型農業の振興を図ります。

#### (2) 新しい産業の育成

産業構造の変革や技術革新の進展するなか、活力ある産業基盤づくりを確立するため、地域特性を活かした新しい産業の創出、育成の支援に努めます。

### (3) 都市間・国際間交流の促進

それぞれの地域には独自の文化があり、これらに接し相互理解を深めることは本市の活性化につながると考えられます。そのため、積極的な情報発信を行い他地域にひらかれたまちづくりを推進し、市域、県域を超えた交流活動を積極的に展開します。

また、近隣に国際的な施設を数多く有しているという恵まれた環境を活かして国際感覚豊かな市民の育成に努め、多様な国際交流を積極的に進めます。

## グランドデザイン ～後期基本計画の素描～

平成18年10月策定  
平成19年10月一部改訂

本市は 21 世紀の初年度に当たる平成 13 年度から新しい基本構想及び前期基本計画を策定し、「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち)」を目指すべき都市の姿として掲げ、諸施策を展開してきました。

この間は、本市にとっても少子・高齢化の進行、長引く景気低迷、地方分権改革に伴う地方財政制度の見直し等を受け、厳しい財政運営を迫られる期間でした。また、国、県では基礎自治体たる市町村の更なる行財政能力の向上を目指して、市町村合併を推進しており、行政運営の効率化と地方自治制度のあり方とのせめぎあいのなかで、本市の舵取りは難しい局面の連続であったといえます。

しかし、景気の持ち直しや市内の企業分譲用地の完売、人件費を中心とした行政改革効果は、徐々にではありますが本市の進むべき道に明るさを灯し始めています。地方自治体を取り巻く情勢は厳しい状況が続くものと予想されますが、基本構想の目標年次に向け折り返し点に差しかかった現在、本市は市制施行 60 周年にあたる平成 26 年度を目指して、ここに習志野市の姿を展望し描いた新たなまちづくりのビジョンを掲げます。

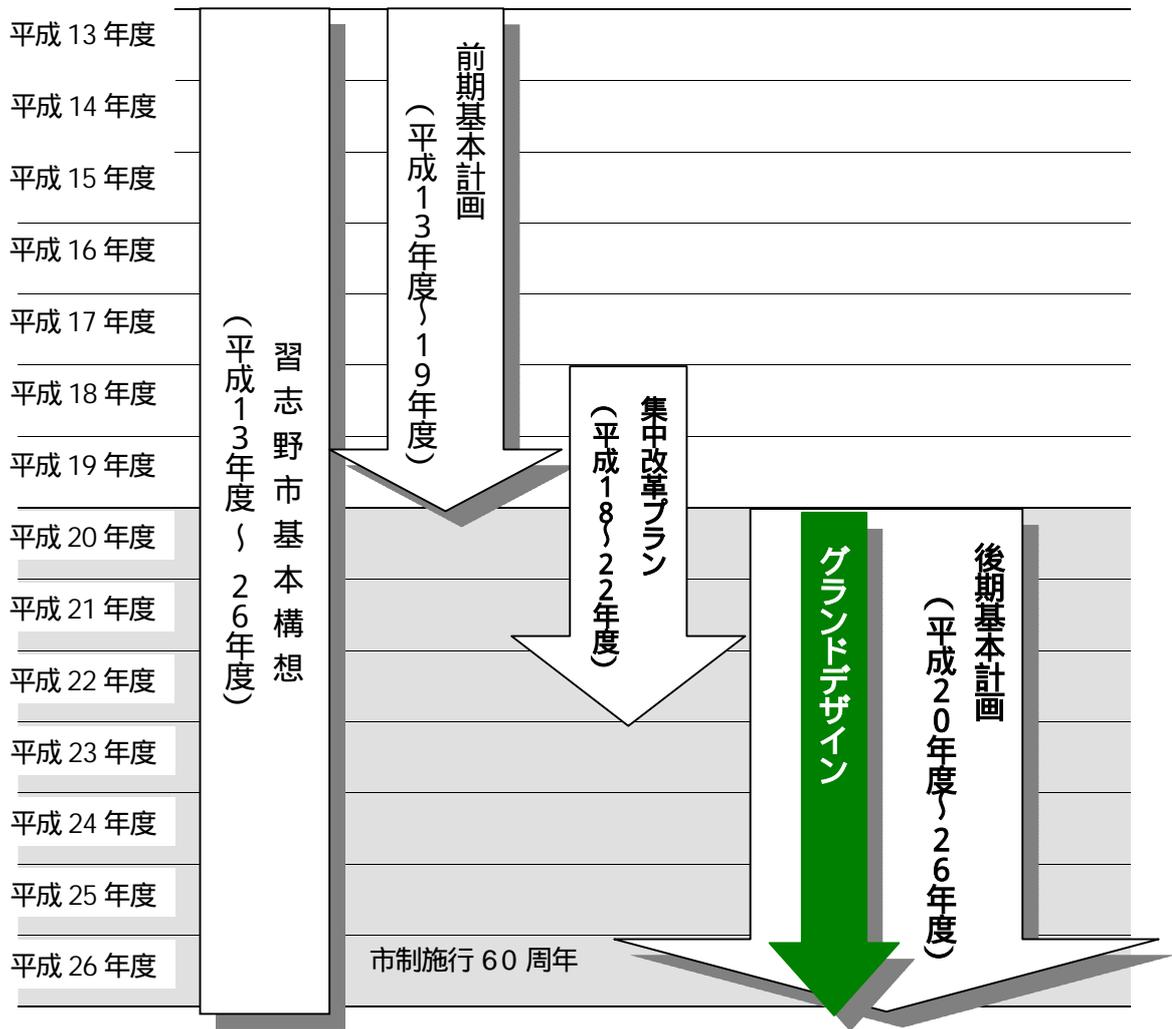
( 写 真 )

( 写 真 )

### グランドデザインの位置づけ

このグランドデザインは、平成 20 年度から 26 年度の 7 年間の計画期間とする後期基本計画の素描であり、習志野市基本構想の目標年度である平成 26 年度(市制施行 60 周年)に向けて本市が実施すべき最重要事業と財政見通しを明らかにするものです。

(グランドデザインと基本構想・基本計画との関係)



## グランドデザインの内容

このグランドデザインでは、冒頭に骨格となるべき基本的な考え方を、続いて、その基本的な考え方を支える二本の柱と平成26年度までに本市が取り組むべき最重要事業を掲げます。

### 1. グランドデザインの基本的な考え方 自主自立のまちづくり

本市は文教住宅都市憲章を制定した昭和45年(1970年)以来、一貫して地方自治、住民自治を守るという観点から、地方自治の本旨を具現化しつつ、数多くの施策を展開してきました。このような経過は、地方分権が叫ばれる今日にあって、新しい光を当てることによってさらに輝きを増していくものです。

本市は面積20.99km<sup>2</sup>、人口15万数千人と、市民と行政との間に距離感を生じることなく、お

互いの意思疎通が図りやすい環境にあります。このような最良の環境を活かし、市民、行政の協働のもとで地方自治体として「自主自立のまちづくり」を、今後とも継続していくべきであるといえるでしょう。

このランドデザインは、現行の習志野市基本構想における目指すべき都市（まち）の姿を実現するための方向性を示すものであり、その基本的な考え方を「自主自立のまちづくり」に置くものです。そして、この「自主自立のまちづくり」を支える柱は、

都市の顔・都市の骨格づくり

子育て支援と教育の更なる充実

の二本です。

以下に、それぞれの柱の考え方と具体的な事業について記します。

## 2．二本の柱と平成 26 年度までに本市が取り組むべき最重要事業

### (1) 都市の顔・都市の骨格づくり

上述のとおりランドデザインの基本的な考え方から導き出される二本の柱のうち、ひとつは「都市の顔・都市の骨格づくり」です。

都市とは、外部から多くの来訪者や新しい市民を迎え入れる大きな器であり、市民相互、市民と来訪者との無数の交流を可能とする環境を具備する場です。

そして、本市が上述のとおり都市として「自主自立のまちづくり」を展開していく上では、まず都市の顔づくり、骨格づくりが重要です。具体的な事業でいうならば、都市の顔づくりとは魅力の創出、即ち本市の玄関口である JR 津田沼駅南口における区画整理事業であり、骨格とは基盤の整備、殊に市域全体の交通を円滑にするための都市計画道路の整備です。

特に JR 津田沼駅南口における区画整理事業は、駅前に相応しく都市機能と農地、商業・業務と住居系の土地利用を計画的に配置し、駅前に相応しくかつ高品位の街区を形成するものであり、この事業の成否が市街化調整区域（鷺沼地区、藤崎・鷺沼台地区、実籾本郷・、屋敷地区、実籾三丁目地区）の今後を、ひいては本市のまちづくり全体を左右するといえます。そこで、JR 津田沼駅南口の区画整理事業を着実に進捗させるとともに、市街化調整区域のあり方について営農者、地権者との意見交換、勉強会を重ねていきます。

また、形成された骨格に沿って流れる交通機関としてのコミュニティバス運行や本市の市民交流軸として位置づけられるハミングロードの再整備事業は、ハード、ソフト両面に跨る、本市の重要事業として位置づけられます。

### (2) 子育て支援と教育の更なる充実

重大な犯罪事件が頻発する社会状況にあって、「安心して居住できる環境」を将来にわたって確保することが都市としての魅力の原点であり、都市のグレードを向上させる原動力になるものです。

特に、習志野市が活力に満ちた都市として継続していくには、若い子育て世代にとって安心

して居住できる環境を整えなければなりません。そのためには地域ぐるみの子育て支援が重要です。

本市は、就学前の子供たちと子育て家庭を支援することを主眼として、公と民が多角的協働によって保育サービスを展開するために、従来の本市の教育の特徴である幼稚園・保育所・小学校関連教育の維持、推進を図るとともに、総合的な子育て支援を行う「こども園」構想を推進しているところです。平成 18 年 4 月に東習志野こども園を開設しましたが、今後市内 7 箇所のこども園の計画的配置に向けて、民間活力の導入等の手法も視野に入れ、平成 26 年度までに、東習志野こども園を含め 3 箇所のこども園を開設します。

また、本市の変わらぬ重要施策が何かと問われるならば、それは次世代を担う子供たちの教育に力を注ぐことです。本市は、これまで文教住宅都市憲章のもとで幼稚園・保育所から小学校、中学校、そして高等学校に至るまで、自らの力で教育分野に大きく力を注いできましたが、その実績は数々の統計数値に表れています。今後は教職員に対する研修の強化等により日々の教育内容の一層の充実にも努めるほか、教育の主たる舞台である学校施設の耐震化をはじめとする大規模改造事業に順次取り組んでまいります。

### まちづくりの手法

公共的なニーズが多様化している状況のもとで、従来のように市民と行政との関係を、サービスの受け手（納税者）と提供者というかたちで固定化しては、市民本位のサービスの提供は困難となりつつあります。

そこで、今後、各種施策を展開するにあたっては、「新しい公共空間」の考え方を取り入れ、市民、企業、大学など多様な主体の参画を推進することが不可欠です。そして、全体的な行政コストを低減していくことが、最終的には市民の利益に適う道です。この「新しい公共空間」の考え方にに基づき、個々の事業展開の方法、ひいてはまちづくりの手法に十分配慮しなければなりませんし、このことについて市民の理解が十分に得られるよう努めるべきです。

この「市民の理解が得られる」努力、上述のまちづくりの手法の前提となるものは、行政からの徹底した情報開示です。行政と市民などとの情報の共有がなされてこそ両者の信頼関係が築かれ、各種施策の推進が円滑に進められることを、ここで改めて強調しておきたいと思えます。

以上に掲げた事業概要及び事業費（見込み）は以下に示すとおりです。

なお、事業費については、ランドデザインの計画期間である平成 20 年度～26 年度の事業費です。

## (重点事業)

事業名	事業概要	事業期間
JR津田沼駅南口土地区画整理事業	JR津田沼駅南口周辺の活性化を図るため、組合方式による土地区画整理を実施します。この事業の実施により、3・4・8号線（菊田台谷津線）等の都市計画道路の整備や近隣公園、その他下水道などの都市施設の整備を行います。	平成19年度 ～26年度
		事業費 (平成20～26年度)
		7,752百万円

事業名	事業概要	事業期間
こども園整備事業	既存の保育所と幼稚園の施設を一体化し、就学前の子どもの一貫したカリキュラムを基に新たな保育・教育サービスを提供するとともに、あわせて家庭の就学前児童と保護者に対して子育て支援の場を提供するため、こども園を整備します。	平成20年度 ～31年度
		事業費 (平成20～26年度)
		1,946百万円

事業名	事業概要	事業期間
学校大規模改造事業	老朽化した校舎・体育館について、施設の老朽化に対応した改築や大規模改造耐震補強を計画的に推進し、施設の維持と安全性の向上を図ります。	平成16年度 ～28年度
		事業費 (平成20～26年度)
		6,475百万円

事業名	事業概要	事業期間
都市計画道路整備事業	3・3・1号線（東習志野実籾線）	平成9年度～24年度
	3・3・3号線（藤崎茜浜線）	平成9年度～26年度
	3・4・4号線（藤崎花咲線）	平成4年度～24年度
	3・4・11号線（大久保鷺沼線）	平成4年度～24年度
	3・4・8号線（菊田台谷津線）（再掲）	平成21年度～26年度
	都市の骨格となる上記5つの都市計画道路を整備します。	事業費 (平成20～26年度)
	2,422百万円	

再掲のため、3・4・8号線の事業費は含まず。

事業名	事業概要	事業期間
ハミング ロード 再整備事業	本市のシンボルとなっているハミングロードを緑道としての連続性を確保するため、未整備区間の整備を行う他、地域性のある並木の形成、歩きやすい路面整備等、優れた歩行空間として整備します。	平成 16 年度 ~ 26 年度
		事業費 (平成 20 ~ 26 年度)
		639 百万円

事業名	事業概要	事業期間
コミュニティ バス 運行事業	市民の利便性を向上させ、本市の都市機能を充実させるため、交通不便地域と市内各施設を結ぶ新たな交通網として、コミュニティバスの運行を行います。	平成 18 年度 ~
		事業費 (平成 20 ~ 26 年度)
		574 百万円

### 3. 平成 26 年度までの財政見通し

(単位：百万円)

区 分		平成 20 年度 ～ 22 年度	平成 23 年度 ～ 26 年度	計 (平成 20 ～ 26 年度)
歳 入	市 税	77,123	104,645	181,768
	地方交付税	5,524	6,069	11,593
	国県支出金	13,299	17,333	30,632
	市 債	9,285	5,622	14,907
	そ の 他	27,275	32,684	59,959
	合 計	132,506	166,353	298,859
歳 出	人 件 費	40,652	51,857	92,509
	扶 助 費	14,909	22,676	37,585
	公 債 費	14,616	19,439	34,055
	物 件 費	23,289	31,563	54,852
	普通建設事業費	19,697	15,712	35,409
	そ の 他	19,343	25,106	44,449
	合 計	132,506	166,353	298,859

平成 26 年度末債務残高目標額 600 億円以下